特 集 2

セクシュアルハラスメントのない 職場に向けて

たかはし むっこ **高橋 睦子 ●**連合・副事務局長

1. はじめに

セクシュアルハラスメント防止に関する法制度は、1997年の男女雇用機会均等法改正で予防を目的として設けられた。その後、2006年改正で、第11条に男女双方が法的規制の対象とされ、事業主に、セクシュアルハラスメント防止措置が義務付けられた。

しかし、就業規則、労働協約の書面、方針の明確化、周知に取り組む企業は、未だ半数で、「相談室の設置、相談担当者の配置」は5.6%にとどまる。各都道府県の労働局に設置されている雇用均等室に寄せられる相談件数の52.5%(2011年度)がセクシュアルハラスメントに関するもので、精神的な被害、退職に追い込まれる深刻なケースもある。近年では、パワーハラスメントも問題化している。ハラスメントは、労働者の人格を侵害し、否定する重要な問題であり、企業にとっても働く意欲の低下、生産低下につながるとともにイメージダウンにもなる。誰もが働きやすい法制度、職場環境を整備するためにも政労使がセクシュアルハラスメントについての問題を認識して、その

防止に取り組むことが重要であると考える。

2. 職場でのセクシュアルハラ スメントの実態

(1) 2012年連合生活アンケート調査報告書より

連合は、職場や生活に対する意識や関心、ニーズの多様化を把握する目的として、「連合生活アンケート」を民間連合時代の1988年から隔年で実施してきた。調査票は、構成組織、組合員数、性別や年齢を考慮して配布し、回収された調査票は24,412枚(有効回収率67.2%)である。その調査項目に「職場でのセクシュアルハラスメント」を取り上げて実態等を把握した。その調査結果(れんごう政策資料2013年2月25日発刊)をもとに実態を報告する。

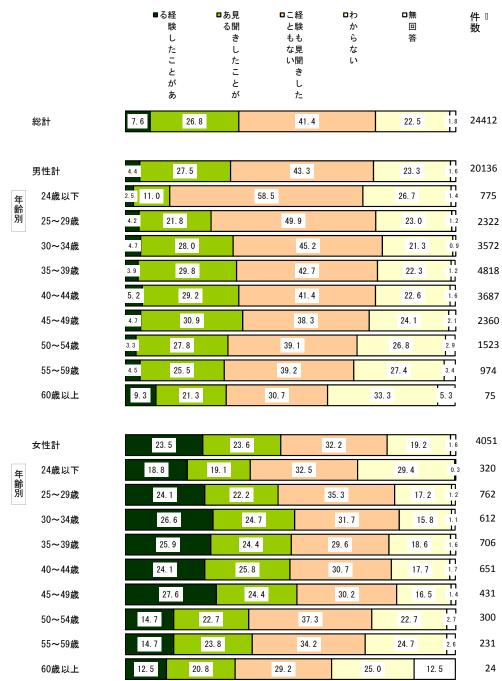
①セクハラを経験した、または、職場で見聞きしたことの有無(図1)

調査結果では、「経験も見聞きもしたことがない」が41.4%と最も多く、「見聞きしたことがある」が26.8%、「経験したことがある」は7.6%となっている。しかし、男女別にみると、男性が「経験も見聞きしたことがない」が43.3%と最も

多く、「見聞きしたことがある」が27.5%、「経験 したことがある」は4.4%とわずかである。

一方、女性は「経験したことがある」が23.5%、 「見聞きしたことがある」が23.6%であり、これ らを合わせた比率は半数近くを占めている。また、 年齢別では、20代後半から40代後半層で「経験し たことがある」と「見聞きしたことがある」がそ れぞれ2~3割を占め、24歳以下や50代に比べて 多くなっている。

セクハラを経験した、または、職場で見聞きしたことの有無 図 1



これらの結果から男性よりも女性の方が、セクシュアルハラスメントを見聞きしたり、経験したりしたことが多いことがうかがえる。また、被害を受けることが多い傾向から意識や関心も高いといえる。

②職場でセクハラを受けた場合の対応

セクハラを「経験したことがある」と回答した 組合員に対して、セクハラを受けた際の対応につ いての結果をみると、男女ともに「何もしなかっ た」が多数で、男性については、54.0%と半数強 を占めている。具体的な行動では、男性は「本人 に直接抗議・注意した」が21.6%、「上司や同僚 に相談した」が14.6%となっているのに対して、 女性は「本人に直接抗議・注意した」(26.7%)、 「上司や同僚に相談した」(24.1%) とともに、 「家族や友人などに相談した」が20.9%でいずれ も男性を上回り、「家族や友人などに相談した」 で違いがある。また、男女ともに「組合に相談し た」「会社の相談窓口に相談した」「行政の窓口に 相談した」は低くなっている。次に、年齢別でみ ると、男性の40代前半以下の層では「何もしなか った」が5~6割を占めている。40代後半以上の 層では、「組合に相談した」が2割弱となってい る。一方、女性の30代後半以下の層では「家族や 友人などに相談した」が2~3割を占めている。

この調査結果からは、企業に「相談窓口」が設置されていない現状もあり、相談窓口、相談体制が機能していない実態が浮かび上がる。また、周

囲の上司、同僚、家族や友人に相談することで、 解決の糸口を見出そうとするケースもあるが、多 くが「何もしなかった」という実態がうかがえる。

③セクハラの相談先の配慮(図2)

セクハラについて相談するときに、必要な配慮 については、「相談したことで不利益を受けない ようにする」が男性57.2%、女性では68.5%と最 も多く、「会社の相談窓口の相談員がプライバシ ーを守るように教育されている」(男性34.1%、 女性41.7%)が次に続く。また、男性は「会社に 相談窓口をあらかじめ設置しておく」で女性を上 回るのに対して、女性は「相談で不利益を受けな いようにする」「相談窓口の相談員の守秘義務教 育」で男性を上回っている。「労働組合も相談窓 口などの役割を果たす」ことが必要とする回答は 男性17.6%、女性11.9%である。年齢別では、男 性のいずれの年齢層においても「相談で不利益を 受けないようにする」が5~6割を占め最も多い。 「組合も相談窓口などの役割を果たす」は、年齢 層が高くなるほど比率も高くなっている。女性は、 年齢にかかわらず、「相談で不利益を受けないよ うにする」が7割前後、「相談員の守秘義務教 育」が4割前後を占める。以上の回答から、相談 したことで不利益を受けないことは、最も重要な 視点であり、プライバシーの保護、相談窓口の相 談員の守秘義務教育は欠かせないことがわかる。 また、相談窓口がきちんと設置されていなければ ならないことは言うまでもない。

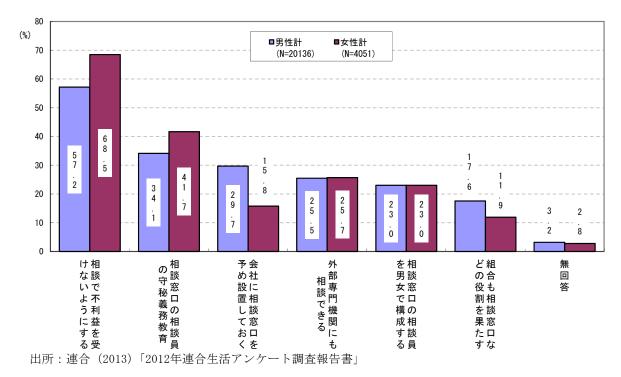


図 2 セクハラについて相談するときに必要な配慮

(2) 連合「なんでも労働相談ダイヤル」の相談事 例から

連合は、2012年12月11日~12日に全国の地方連 合会において「全国一斉労働相談ダイヤル」に取 り組んだ。パワーハラスメントやセクシュアルハ ラスメントに関する相談が増加傾向にあることを 受け、「職場のパワーハラスメント」をテーマに 実施した。その集約相談件数は、528件で昨年よ り150件近く増加している。最も多い相談内容は 「嫌がらせ・セクハラ」で37.3%、次いで「解 雇・退職強要・契約打切り」9.6%、「就業規則・ 雇用形態」5.3%である。男女別では、女性の割 合が通常の相談より多い「嫌がらせ・セクハラ」 の相談内容は、威圧的な言葉や態度で叱責する、 暴力を振るわれる、無視・暴言により体調を壊す、 「うつ病」になるなどの事例が寄せられた。なか には、上司からセクハラを受け、拒否したらパワ ハラを受けるようになり退職を考えたなど深刻な ケースもある。

(3) 各都道府県労働局の雇用均等室に寄せられる 相談の状況

男女雇用機会均等法は、第11条で「事業主は、 職場において行われる性的な言動に対するその雇 用する労働者の対応により当該労働者がその労働 条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動に より当該労働者の就業環境が害されることのない よう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応 するために必要な体制の整備その他の雇用管理上 必要な措置を講じなければならない」と規定して いる。また、17条では、「事業主は、労働者が前 項(紛争解決)の援助を求めたことを理由として、 当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いを してはならない」とし、行政による指導に応じな い場合の企業名公表の対象にもセクシュアルハラ スメントを追加し、調停手続きに関しても、関係 当事者に加えてセクシュアルハラスメントの行為 者にも出頭を求めて意見を聴くことができるよう にした(浅倉、島田、盛 2011)。

さらに、指針において、職場におけるセクシュアルハラスメントの内容(対価型セクシュアルハラスメント、環境型セクシュアルハラスメント)や事業主が講ずべき措置の内容(方針の明確化及びその周知、啓発、相談体制の整備、事後の迅速かつ適正な対処)など詳細に規定している。

しかし、厚生労働省「雇用均等基本調査」より 「セクシュアルハラスメントに関する方針周知の ための取組内容別企業割合」(厚生労働省:男女雇 用機会均等関係資料)をみると、就業規則、労働 協約の書面、方針の明確化、周知に取り組む企業 は、未だ50.2%(2011年度)である。また、相談・ 苦情対応窓口設置状況別企業割合では、「相談室 の設置、相談担当者の配置」は5.6%にとどまり、 62.6%が人事担当者や職場の管理職があたってい る。方針の周知、明確化の方法として多いのが、 マニュアル、ポスター、パンフレットの作成、職 場研修の開催などである(図3、4)。事案に対 する対応が難しいとあげられているのが、プライ バシーの保護41.1%、事実確認の難しさ45.0%で ある。

図3 セクシュアルハラスメントに関する方針周知のための取組内容別企業割合

出所:厚生労働省 男女雇用機会均等関係資料(「女性雇用管理基本調査」、「雇用均等基本調査」)

図4 セクシュアルハラスメントに関する相談・苦情対応窓口設置状況別企業割合

出所:厚生労働省 男女雇用機会均等関係資料(「女性雇用管理基本調査」、「雇用均等基本調査」)

各都道府県の労働局に設置されている雇用均等 室に寄せられる相談件数の52.5%(2011年度)がセ クシュアルハラスメントに関するもので、前年度 より増加している。また、女性労働者からの相談 が63.1%を占めている。さらに、労働局長による 紛争解決の援助申立て受理件数は53.4%、機会均 等調停会議による調停申立て受理件数は67.9%、 助言件数は67.9%と男女雇用均等法の中で最も多 い状況である。2011年度の助言・指導・勧告件数 も44件にのぼる。それらの多くに、会社としてセ クシュアルハラスメント防止の措置を講じていな い実態が浮かび上がった。

一方、近年では増加している民事訴訟の多くが 加害者本人の不法行為の責任を認めるものとなっ ている。また、企業の法的責任も問われ、会社に 対して労働契約上使用者が負う付随義務の不履行 を根拠に損害賠償を命じるケースも見られる(浅 倉、島田、盛 2011)。

3. 具体的な取り組みと課題

連合は、政策・制度要求と提言、春季生活闘争、 男女平等月間など、年間を通して男女平等課題の 一環として、セクシュアルハラスメント防止に向 けて具体的な取り組みを展開してきた。

(1) 男女雇用機会均等法の法制度の定着、点検の 取り組み

職場において、男女雇用機会均等法が実効性の あるものとなっているか、配置や職務内容、昇 進・昇格の基準の運用での不利益取り扱いはない か、セクハラ防止措置の実効性は担保されている かなど、労使協議等で定着、点検の取り組みが重 要である。

相談窓口の設置など、相談体制がはかられてい ない実態があることから、相談体制の整備は、す べての職場で取り組むことが必要である。

セクシュアルハラスメントのない職場をめざす

うえで、私たちは、セクシュアルハラスメントが 起こる背景を押さえておくことが必要である。要 因の一つは、ジェンダー(社会、文化的に固定化 された性別役割意識)だと考える。職場で個人を 性別によって固定的な見方で見て、「女のくせに」 「男のくせに」といった意識がセクシュアルハラ スメントにつながる。固定的な性別役割意識を解 消し、企業、職場での男女平等に取り組んでいる ことが重要である。女性労働者の活用や能力が発 揮されず、男性中心の発想であれば、セクシュア ルハラスメントの起こりやすい環境をつくりだし てしまうのではないだろうか。さらに、プライバ シーへの過干渉、性的な言動に対する意識の違い なども要因であると考える。そのためにも防止対 策、相談体制、適切な対応、二次被害を防ぐため の相談者のプライバシーは確保されなければなら ない。そして、被害者保護の視点で就業継続の取 り組みも重要である。

(2) 職場での取り組み

職場でのセクシュアルハラスメント防止対策には、 ①人権尊重の視点、②職場環境の問題、③正しい理 解と意識改革が必要である。また、被害者の保護の 視点も欠かせない。

- ・職場にセクシュアルハラスメント防止計画や 防止マニュアルはあるか
- ・労働組合として実態調査を行っているか
- ・労働組合も相談窓口などの役割を果たしてい るか
- ・相談員は男性、女性の双方で構成されているか

- ・担当者に、相談者のプライバシーを守ること を教育しているか (二次被害防止)
- ・外部専門機関との連携の仕組みがあるか
- ・被害にあった人が就業継続できるよう配慮し ているか
- ・パートタイム労働者や派遣労働者も対象であることが周知されているか

以上のような具体的なセクシュアルハラスメント防止の措置をチェックし、取り組むとともに、 男女平等の職場にしていくことが必要である。

(3) 今後の課題

現在、男女雇用機会均等法の改正の審議が、厚 労省労働政策審議会雇用均等分科会で行われてい る。現行法の第11条は、セクシュアルハラスメン ト防止の観点にとどまり、被害者が働き続ける権 利の保障が不十分である。療養が必要な被害者の 休業と復帰の権利を保障する具体的なルールや手 続きは定められておらず、それらの過程で不利益 が生じないようにするための具体的な定めもない。 また、性別により役割を分担すべきとする意識に もとづく言動や性差別に関わる言動である「ジェ ンダー・ハラスメント」についての規制は、現行 法では不明確であり、その整理は課題である。 「ジェンダー・ハラスメント」の定義、ハラスメ ントの被害者が働き続けるために必要な措置を講 じる義務を事業主に課し、就業継続を可能にする ためのルールや手続きを示すことなど、法制度の 実効性を確保していくことが必要である。

【参考文献・資料】

浅倉むつ子・島田陽一・盛誠吾 (2011) 『労働法 第4版』有斐閣アルマ 東京都産業労働局「平成20年度セクシュアルハラスメント防止ハンドブック」 連合「2014~2015年度政策・制度要求と提言」(案) 厚生労働省労働政策審議会雇用均等分科会資料